

議案第90号

大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料） 第7条の4　[略] 2　法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における前項第1号又は第2号に規定する審査に係る手数料の額は、これらの規定にかかわらず、当該審査1件につき、これらの規定による手数料の額に、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第6条第1項ただし書に規定する磁気ディスク等（以下「磁気ディスク等」という。）による申出にあつては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事等が行う当該申出に係る建築物（同法第2条第1号に規定する建築	（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料） 第7条の4　[同左] 2　法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における前項第1号又は第2号に規定する審査に係る手数料の額は、これらの規定にかかわらず、当該審査1件につき、これらの規定による手数料の額に、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第6条第1項ただし書に規定する磁気ディスク等（以下「磁気ディスク等」という。）による申出にあつては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事等が行う当該申出に係る建築物（同法第2条第1号に規定する建築

物をいう。第7条の6、第7条の7、別表第1から別表第5まで、別表第7から別表第10まで及び別表第12から別表第16までにおいて同じ。)の計画が同法第18条第5項各号に掲げる審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を含む同条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額)とする。

[3・4 略]

(都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の5 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この条並びに別表第7及び別表第8において「法」という。)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数をその申請をする者から徴収する。

- (1) 法第53条第1項の規定による認定の申請、法第55条第1項の規定による変更の認定の申請又は都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の規定による軽微な変更に該当していることの証明(別表第7において「軽微な変更の証明」という。)の申請に対する審査 1件につき、別表第7の左欄に掲げる区分に応じ、

物をいう。第7条の6、第7条の7、別表第1から別表第5まで、別表第7から別表第11まで及び別表第13から別表第19までにおいて同じ。)の計画が同法第18条第5項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を含む同条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額)とする。

[3・4 同左]

(都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の5 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この条並びに別表第7から別表第9までにおいて「法」という。)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数をその申請をする者から徴収する。

- (1) 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき、別表第7の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額)

同表の右欄に定める額（同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額）

[削る]

(2) [略]

- 2 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における前項第1号に規定する審査に係る手数料の額は、同号の規定にかかわらず、当該審査1件につき、同号の規定による手数料の額に、別表第8の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（構造計算適合性審査を含む建築基準法第18条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第9の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額）とする。
- 3 前項に規定する審査において、構造適合審査を要する場合における手数料の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定によ

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定による軽微な変更に応当していることの証明（別表第8において「軽微な変更の証明」という。）の申請に対する審査 1件につき、別表第8の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額

(3) [同左]

- 2 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における前項第1号に規定する審査に係る手数料の額は、同号の規定にかかわらず、当該審査1件につき、同号の規定による手数料の額に、別表第9の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（構造計算適合性審査を含む建築基準法第18条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第10の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額）とする。
- 3 前項に規定する審査において、構造適合審査を要する場合における手数料の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定によ

る手数料の額及び3,300円の合計額に、構造適合審査1件につき、別表第10の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額とする。

- 4 第2項に規定する審査において、建築設備に係る審査を要する場合における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額（第2項に規定する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあっては、第1項第1号の規定による手数料の額）に、当該審査1件につき、別表第11の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額とする。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料）

第7条の6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条及び別表第12から別表第14までにおいて「法」という。）の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数をその申請をする者から徴収する。

- (1) 法第11条第1項若しくは法第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この号及び別表第12において「適合性判定」という。）の申請若しくは要求、法第11条第2項若しくは法第12

る手数料の額及び3,300円の合計額に、構造適合審査1件につき、別表第11の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額とする。

- 4 第2項に規定する審査において、建築設備に係る審査を要する場合における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額（第2項に規定する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあっては、第1項第1号の規定による手数料の額）に、当該審査1件につき、別表第12の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額とする。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料）

第7条の6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条及び別表第13から別表第17までにおいて「法」という。）の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数をその申請をする者から徴収する。

- (1) 法第12条第1項若しくは法第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この号及び別表第13において「適合性判定」という。）の申請若しくは要求、法第12条第2項後段若しくは法

条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。同表において同じ。）の変更に係る適合性判定の申請若しくは要求又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定による軽微な変更^{（1）}に該当していることの証明（同表において「軽微な変更の証明」という。）の申請に対する審査 1件につき、別表第12の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（同表の左欄の2以上の区分に該当する場合^{（2）}にあつては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額）

- (2) 法第29条第1項の規定による認定の申請、法第31条第1項の規定による変更の認定の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定による軽微な変更^{（1）}に該当していることの証明（別表第13において「軽微な変更の証明」という。）の申請に対する審査 1件につき、別表第13の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（同表の左欄の2以上の区分に該当する場合^{（2）}にあつては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額）

[削る]

第13条第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。別表第13において同じ。）の変更に係る適合性判定の申請若しくは要求又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更^{（1）}に該当していることの証明（別表第13において「軽微な変更の証明」という。）の申請に対する審査 1件につき、別表第13の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額

- (2) 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき、別表第14の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（同表の左欄の2以上の区分に該当する場合^{（2）}にあつては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額）

- (3) 法第41条第1項の規定による認定の申請に対する審査 1件につき、別表第15の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄

[削る] <u>(3)</u> 法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）である<u>こと</u>の証明 1件につき、980円 2 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請（これらの申請に係る法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に、同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合又は新たに記載された場合に限る。）に対する審査に係る手数料の額は、前項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該審査1件につき、当該各号に定める額とする。 (1) 法第29条第1項の規定による認定の申請に対する審査 当該申請に係る建築物	に定める額（同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額） <u>(4)</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定による軽微な変更該当していることの証明（別表第16において「軽微な変更の証明」という。）の申請に対する審査 1件につき、別表第16の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額 <u>(5)</u> 法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）である<u>こと又は法第41条第3項に規定する基準適合認定建築物であること</u>の証明 1件につき、980円 2 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の規定による変更の認定の申請（これらの申請に係る法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に、同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合又は新たに記載された場合に限る。）に対する審査に係る手数料の額は、前項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該審査1件につき、当該各号に定める額とする。 (1) 法第34条第1項の規定による認定の申請に対する審査 当該申請に係る建築物
--	--

若しくは建築物の部分又は他の建築物等

(当該申請に係る建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分を用いる。)をそれぞれ法第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物又は建築物の部分として同項の規定による認定の申請が行われたとしたならば前項(第2号に係る部分に限る。)の規定により徴収することとなる各手数料の額を合算した額

- (2) 法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 当該申請に係る建築物若しくは建築物の部分又は他の建築物等(当該申請に係る建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分を用いる。以下この号において同じ。)(これらのうち法第29条第2項各号に掲げる事項に変更のあった当該申請に係る建築物若しくは建築物の部分、同条第3項各号に掲げる事項に変更のあった他の建築物等又は建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載された他の建築物等に限る。)をそれぞれ法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分として同項の規定による変更の認定の申請が行われたとしたならば前項(第2号に係る部分に限る。)の規定により徴収することとなる各手数料の額を合算した額

- 3 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があった場合における第1項第2号又は前

若しくは建築物の部分又は他の建築物等

(当該申請に係る建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分を用いる。)をそれぞれ法第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物又は建築物の部分として同項の規定による認定の申請が行われたとしたならば前項(第2号に係る部分に限る。)の規定により徴収することとなる各手数料の額を合算した額

- (2) 法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 当該申請に係る建築物若しくは建築物の部分又は他の建築物等(当該申請に係る建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分を用いる。以下この号において同じ。)(これらのうち法第34条第2項各号に掲げる事項に変更のあった当該申請に係る建築物若しくは建築物の部分、同条第3項各号に掲げる事項に変更のあった他の建築物等又は建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載された他の建築物等に限る。)をそれぞれ法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分として同項の規定による変更の認定の申請が行われたとしたならば前項(第2号に係る部分に限る。)の規定により徴収することとなる各手数料の額を合算した額

- 3 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があった場合における第1項第2号又は前

項に規定する審査に係る手数料の額は、これらの規定にかかわらず、当該審査1件につき、これらの規定による手数料の額に、別表第14の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（構造計算適合性審査を含む建築基準法第18条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第15の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額）とする。

4 前項に規定する審査において、構造適合審査を要する場合における手数料の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額及び3,300円の合計額に、構造適合審査1件につき、別表第16の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額とする。

5 第3項に規定する審査において、建築設備に係る審査を要する場合における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額（第3項に規定する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあっては、第1項第2号の規定による手数料の額）に、当該審査1件につき、別表第17の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額とする。

（一団地の住宅施設として建築される建築物

項に規定する審査に係る手数料の額は、これらの規定にかかわらず、当該審査1件につき、これらの規定による手数料の額に、別表第17の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（構造計算適合性審査を含む建築基準法第18条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第18の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額）とする。

4 前項に規定する審査において、構造適合審査を要する場合における手数料の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額及び3,300円の合計額に、構造適合審査1件につき、別表第19の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額とする。

5 第3項に規定する審査において、建築設備に係る審査を要する場合における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額（第3項に規定する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあっては、第1項第2号の規定による手数料の額）に、当該審査1件につき、別表第20の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額とする。

（一団地の住宅施設として建築される建築物

に係る手数料の特例)

第7条の7 都市計画法第11条第1項第8号に掲げる一団地の住宅施設として建築（建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。以下この条、別表第3から別表第5まで、別表第8から別表第10まで及び別表第14から別表第16までにおいて同じ。）をされる建築物で建築基準法第86条の規定の適用を受けるものに係る第7条の4第2項から第4項まで、第7条の5第2項から第4項まで及び前条第3項から第5項までの規定による手数料の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した手数料の額から、当該額から第7条の4第1項第1号若しくは第2号、第7条の5第1項第1号又は前条第1項第2号若しくは第2項の規定により算定した手数料の額を減じた額の2分の1に相当する額を減じた額とする。

[2 略]

（宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく事務に係る手数料）

第7条の8 宅地造成及び特定盛土等規制法
（昭和36年法律第191号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) 法第12条第1項の規定による宅地造成等（宅地造成（法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。以下この条において

に係る手数料の特例)

第7条の7 都市計画法第11条第1項第8号に掲げる一団地の住宅施設として建築（建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。以下この条、別表第3から別表第5まで、別表第9から別表第11まで及び別表第17から別表第19までにおいて同じ。）をされる建築物で建築基準法第86条の規定の適用を受けるものに係る第7条の4第2項から第4項まで、第7条の5第2項から第4項まで及び前条第3項から第5項までの規定による手数料の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した手数料の額から、当該額から第7条の4第1項第1号若しくは第2号、第7条の5第1項第1号又は前条第1項第2号若しくは第2項の規定により算定した手数料の額を減じた額の2分の1に相当する額を減じた額とする。

[2 同左]

[新設]

同じ。)、特定盛土等（法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。以下この条において同じ。）又は土石の堆積（法第2条第4号に規定する土石の堆積をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に関する工事の許可（土石の堆積に係るものを除く。）の申請に対する審査 1件につき、別表第18の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額

(2) 法第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の許可（土石の堆積に係るものに限る。）の申請に対する審査 1件につき、別表第19の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額

(3) 法第16条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可（土石の堆積に係るものを除く。）の申請に対する審査 1件につき、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額（その額が723,600円を超えるときは、723,600円）

ア 盛土等（盛土又は切土をいう。以下この条、別表第18及び別表第20において同じ。）をする土地に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）をする場合 盛土等をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の盛土等をする土地の面積が減少する場合を除く。）にあ

っては当該計画の変更前の盛土等をする土地の面積、当該計画の変更前の盛土等をする土地の面積が減少する場合にあつては当該計画の変更前の盛土等をする土地の面積から当該減少に係る盛土等をする土地の面積を減じた面積）に応じ第1号に規定する額に10分の1を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）

イ 新たに盛土等をする土地を加える工事をその内容とする宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更をする場合 新たに加える盛土等をする土地の面積に応じ第1号に規定する額

ウ その他の変更をする場合 13,500円

(4) 法第16条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可（土石の堆積に係るものに限る。）の申請に対する審査 1件につき、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額（その額が144,200円を超えるときは、144,200円）

ア 土石の堆積を行う土地に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）をする場合
土石の堆積を行う土地の面積（イに規定する変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の土石の堆積を行う土地の面積が減少する場合を除く。）にあつ

ては当該計画の変更前の土石の堆積を
行う土地の面積、当該計画の変更前の
土石の堆積を行う土地の面積が減少す
る場合にあっては当該計画の変更前の
土石の堆積を行う土地の面積から当該
減少に係る土石の堆積を行う土地の面
積を減じた面積）に応じ第2号に規定
する額に10分の1を乗じて得た額（そ
の額に、50円未満の端数があるときは
これを切り捨て、50円以上100円未満の
端数があるときはこれを100円に切り
上げた額）

イ 新たに土石の堆積を行う土地を加え
る工事をその内容とする土石の堆積に
関する工事の計画の変更をする場合
新たに加える土石の堆積を行う土地の
面積に応じ第2号に規定する額

ウ その他の変更をする場合 13,500円

(5) 法第18条第1項の規定による中間検査
の申請に関する検査（当該申請に係る工
事が法第15条第1項の規定により法第12
条第1項の許可があったものとみなされ
るものである場合を除く。） 1件につ
き、別表第20の左欄に掲げる区分に応じ、
同表の右欄に定める額

第7条の9～第7条の12 [略]

別表第1（第7条の4関係）

[表 略]

備考

[1 略]

2 この表において、「事前審査適合住

第7条の8～第7条の11 [同左]

別表第1（第7条の4関係）

[表 同左]

備考

[1 同左]

2 この表において、「事前審査適合住

宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の登録を受けた者（別表第7及び別表第13において「登録住宅性能評価機関」という。）から、その住宅について同法第6条の2第3項又は第4項の規定によりその構造及び設備が長期使用構造等（法第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。）である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をいう。）又は住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。）が交付された住宅をいう。

[3～6 略]

別表第3（第7条の4関係）

[表 別紙2 挿入]

別表第6（第7条の4関係）

[表 別紙4 挿入]

別表第7（第7条の5関係）

[表 別紙6 挿入]

[削る]

別表第8（第7条の5関係）

[表 別紙9 挿入]

別表第9・別表第10 [略]

別表第11（第7条の5関係）

[表 別紙11 挿入]

別表第12（第7条の6関係）

宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の登録を受けた者（別表第7、別表第14及び別表第15において「登録住宅性能評価機関」という。）から、その住宅について同法第6条の2第3項又は第4項の規定によりその構造及び設備が長期使用構造等（法第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。）である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をいう。）又は住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。）が交付された住宅をいう。

[3～6 同左]

別表第3（第7条の4関係）

[表 別紙1 挿入]

別表第6（第7条の4関係）

[表 別紙3 挿入]

別表第7（第7条の5関係）

[表 別紙5 挿入]

別表第8（第7条の5関係）

[表 別紙7 挿入]

別表第9（第7条の5関係）

[表 別紙8 挿入]

別表第10・別表第11 [同左]

別表第12（第7条の5関係）

[表 別紙10 挿入]

[新設]

[表 別紙12 挿入] [削る] <u>別表第13</u> (第7条の6関係) [表 別紙15 挿入] [削る] [削る] <u>別表第14</u> (第7条の6関係) [表 別紙19 挿入] <u>別表第15・別表第16</u> [略] <u>別表第17</u> (第7条の6関係) [表 別紙21 挿入] <u>別表第18</u> (第7条の8関係) [表 別紙22 挿入] <u>別表第19</u> (第7条の8関係) [表 別紙23 挿入] <u>別表第20</u> (第7条の8関係) [表 別紙24 挿入]	<u>別表第13</u> (第7条の6関係) [表 別紙13 挿入] <u>別表第14</u> (第7条の6関係) [表 別紙14 挿入] <u>別表第15</u> (第7条の6関係) [表 別紙16 挿入] <u>別表第16</u> (第7条の6関係) [表 別紙17 挿入] <u>別表第17</u> (第7条の6関係) [表 別紙18 挿入] <u>別表第18・別表第19</u> [同左] <u>別表第20</u> (第7条の6関係) [表 別紙20 挿入] [新設] [新設] [新設]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第2項後段若しくは同法第13条第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。）の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（同項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。）の申請若しくは要求又は脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等

に関する省令（令和6年国土交通省令第68号）第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更に該当していることの証明の申請に係るこの条例による改正後の大阪市手数料条例第7条の6第1項及び別表第12の規定の適用については、同項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条及び別表第12から別表第14までにおいて「法」とあるのは「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条及び大阪市手数料条例の一部を改正する条例（令和7年大阪市条例第 号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）附則第2項の規定により読み替えられた別表第12において「改正前の法」と、同項第1号中「法第11条第1項若しくは法第12条第2項」とあるのは「改正前の法第12条第1項若しくは改正前の法第13条第2項」と、「法第11条第1項に」とあるのは「改正前の法第12条第1項に」と、「別表第12」とあるのは「令和7年改正条例附則第2項の規定により読み替えられた別表第12」と、「法第11条第2項若しくは法第12条第3項」とあるのは「改正前の法第12条第2項後段若しくは改正前の法第13条第3項後段」と、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条」とあるのは「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和6年国土交通省令第68号）第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条」と、同表中「法第2条第1項第3号」とあるのは「改正前の法第2条第1項第3号」と、同表備考第1項第2号中「法第11条第2項又は法第12条第3項」とあるのは「改正前の法第12条第2項後段又は改正前の法第13条第3項後段」と、同表備考第4項中「省令」とあるのは「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令（令和6年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条の規定による改正前の省令」とする。

[別表第3 別紙1]

床面積の合計	額
100平方メートル以下	<u>33,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下	<u>44,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以下	<u>60,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	<u>87,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	<u>116,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	<u>275,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	<u>470,000円</u>
50,000平方メートル超	<u>730,000円</u>

備考 [同左]

- (1) 建築物を建築する場合（次号及び第5号に掲げる場合並びに移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第3号により算定された床面積をいう。以下この表から別表第5まで、別表第7から別表第11まで及び別表第13から別表第19までにおいて同じ。）

[(2)～(5) 同左]

[別表第3 別紙2]

床面積の合計	額
100平方メートル以下	<u>38,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下	<u>50,000円</u>
200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以下	<u>72,000円</u>
<u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以下	<u>97,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	<u>130,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	<u>307,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	<u>524,000円</u>
50,000平方メートル超	<u>814,000円</u>

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 建築物を建築する場合（次号及び第5号に掲げる場合並びに移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第3号により算定された床面積をいう。以下この表から別表第5まで、別表第7から別表第10まで及び別表第12から別表第16までにおいて同じ。）

[(2)～(5) 略]

[別表第 6 別紙 3]

区分		額
建築設備を設置する場合（みなし計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	<u>21,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>11,000円</u>
みなし計画を変更して建築設備を設置する場合	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	<u>13,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>9,000円</u>

[別表第 6 別紙 4]

区分		額
建築設備を設置する場合（みなし計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	<u>24,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>13,000円</u>
みなし計画を変更して建築設備を設置する場合	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	<u>15,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>10,000円</u>

[別表第7 別紙5]

区分			額
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計	
非住宅建築物又は非住宅部分	事前審査適合建築物又は事前審査適合部分	300平方メートル未満	<u>11,000円</u>
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	<u>19,000円</u>
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	<u>30,700円</u>
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	<u>91,300円</u>
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	<u>144,400円</u>
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	<u>182,300円</u>
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	<u>227,700円</u>
		50,000平方メートル以上	<u>318,600円</u>
	その他の建築物又は建築物の部分	法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この表において「低炭素化誘導基準」という。）に適合して300平方メートル未満	<u>101,200円</u>
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	<u>128,100円</u>
		1,000平方メートル以上	<u>167,900円</u>

		いるかどうかについて市 規則で定める基準(別表第 8において「モデル建物法 に係る基準」という。)に より審査を行う建築物又 は建築物の部分	ル以上2,000平方 メートル未満	
			2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満	<u>270,200円</u>
			5,000平方メート ル以上10,000平方 メートル未満	<u>352,000円</u>
			10,000平方メート ル以上25,000平方 メートル未満	<u>422,400円</u>
			25,000平方メート ル以上50,000平方 メートル未満	<u>495,200円</u>
			50,000平方メート ル以上	<u>640,700円</u>
		その他の建築物又は建築 物の部分	300平方メートル 未満	<u>260,300円</u>
			300平方メートル 以上1,000平方メ ートル未満	<u>323,200円</u>
			1,000平方メート ル以上2,000平方 メートル未満	<u>419,400円</u>
			2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満	<u>597,500円</u>
			5,000平方メート ル以上10,000平方 メートル未満	<u>735,400円</u>
			10,000平方メート	<u>868,700円</u>

			ル以上25,000平方メートル未満	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	<u>990,700円</u>
			50,000平方メートル以上	<u>1,234,700円</u>
住宅又は住宅部分	一戸建ての住宅	事前審査適合建築物		<u>5,700円</u>
		その他の建築物	低炭素化誘導基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準により審査を行う建築物	200平方メートル未満 22,400円
				200平方メートル以上 23,900円
		その他の建築物		200平方メートル未満 <u>41,300円</u>
				200平方メートル以上 <u>45,900円</u>
	その他の建築物又は建築物の部分	事前審査適合建築物又は事前審査適合部分	300平方メートル未満	<u>11,100円</u>
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満	<u>23,300円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	<u>51,800円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方	<u>92,600円</u>

			メートル未満	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	<u>149,700円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	<u>228,200円</u>
			50,000平方メートル以上	<u>349,100円</u>
その他の建築物又は建築物の部分	低炭素化誘導基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準により審査を行う建築物又は建築物の部分（当該建築物又は建築物の部分の全てについて当該基準により審査を行うものに限る。）		300平方メートル未満	39,900円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満	67,300円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	120,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	180,500円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	330,000円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	557,700円
			50,000平方メートル以上	977,900円

[illegible]

				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	<u>1,117,700円</u>
				50,000平方メートル以上	<u>2,053,100円</u>

備考

- この表において、「床面積の合計」とは、法第53条第1項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積を、法第55条第1項の規定による変更の認定の申請をする場合にあっては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別が当該変更の認定の申請により変更しようとする法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画を認定した際の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合にあっては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積））をいう。

[新設]

[新設]

[新設]

2 この表において、「住宅部分」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。

[3～5 同左]

6 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で定める者（以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。）により、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物をいう。

7 この表において、「事前審査適合部分」とは、登録住宅性能評価機関等により、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物の部分をいう。

[新設]

[新設]

[新設]

[別表第7 別紙6]

区分			額
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計	
非住宅建築物又は非住宅部分	事前審査適合建築物又は事前審査適合部分	300平方メートル未満	<u>11,300円</u>
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	<u>19,400円</u>
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	<u>31,400円</u>
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	<u>93,300円</u>
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	<u>147,400円</u>
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	<u>186,100円</u>
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	<u>232,500円</u>
		50,000平方メートル以上	<u>325,300円</u>
	その他の建築物又は建築物の部分	法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この表において「低炭素化誘導基準」という。）に適合して300平方メートル未満	<u>103,400円</u>
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	<u>130,800円</u>
		1,000平方メートル以上	<u>171,400円</u>

		いるかどうかについてモデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分	ル以上2,000平方メートル未満	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	<u>275,800円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	<u>359,300円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	<u>431,300円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	<u>505,500円</u>
			50,000平方メートル以上	<u>654,000円</u>
		その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	<u>265,800円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満	<u>332,300円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	<u>428,200円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	<u>609,900円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	<u>750,600円</u>
			10,000平方メートル以上	<u>886,700円</u>

				ル以上25,000平方メートル未満	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	<u>1,011,300円</u>
				50,000平方メートル以上	<u>1,260,300円</u>
住宅又は住宅部分	一戸建ての住宅	事前審査適合建築物			<u>5,900円</u>
		その他の建築物	低炭素化誘導基準に適合しているかどうかについて誘導仕様基準により審査を行う建築物	200平方メートル未満	22,900円
				200平方メートル以上	24,500円
			低炭素化誘導基準に適合しているかどうかについて仕様・計算併用法に係る基準により審査を行う建築物	200平方メートル未満	32,200円
				200平方メートル以上	35,300円
			その他の建築物	200平方メートル未満	<u>42,300円</u>
				200平方メートル以上	<u>46,900円</u>
	その他の建築物又は建築物の部分	事前審査適合建築物又は事前審査適合部分		300平方メートル未満	<u>11,300円</u>
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満	<u>23,700円</u>
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	<u>52,300円</u>
				5,000平方メートル以上10,000平方	<u>93,300円</u>

		メートル未満	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	<u>149,800円</u>
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	<u>226,300円</u>
		50,000平方メートル以上	<u>343,100円</u>
その他の建築物又は建築物の部分	低炭素化誘導基準に適合しているかどうかについて誘導仕様基準により審査を行う建築物又は建築物の部分（当該建築物又は建築物の部分の全てについて当該基準により審査を行うものに限る。）	300平方メートル未満	40,700円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	68,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	121,900円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	183,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	333,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	562,700円
		50,000平方メートル以上	985,000円
	低炭素化誘導基準に適合しているかどうかについて	300平方メートル未満	61,600円

			て仕様・計算併用法に係る 基準により審査を行う建 築物又は建築物の部分（当 該建築物又は建築物の部 分の全てについて当該基 準により審査を行うもの に限る。）	300平方メートル	101,800円
				以上2,000平方メ	
				ートル未満	
				2,000平方メート	175,300円
				ル以上5,000平方	
				メートル未満	
				5,000平方メート	254,900円
				ル以上10,000平方	
				メートル未満	
				10,000平方メート	487,700円
				ル以上25,000平方	
			その他の建築物又は建築 物の部分	メートル未満	82,500円
				300平方メートル	
				以上2,000平方メ	135,800円
				ートル未満	
				2,000平方メート	229,400円
				ル以上5,000平方	
				メートル未満	
				5,000平方メート	327,600円
				ル以上10,000平方	
				メートル未満	
				10,000平方メート	642,400円
				ル以上25,000平方	
				メートル未満	

				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	<u>1,134,200円</u>
				50,000平方メートル以上	<u>2,082,300円</u>

備考

- 1 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 法第53条第1項の規定による認定の申請をする場合 当該申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積
- (2) 法第55条第1項の規定による変更の認定の申請をする場合 当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別が当該変更の認定の申請により変更しようとする法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）を認定した際の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合（当該変更の認定の申請に対する審査を第10項第1号に掲げる基準（以下この項において「第1号基準」という。）により行う場合にあっては、当該変更の認定の申請により変更しようとする低炭素建築物新築等計画を認定した際の申請に対する審査を第1号基準により行った場合に限り、当該変更の認定の申請に対する審査を第10項第2号に掲げる基準（以下この項において「第2号基準」という。）により行う場合にあっては、当該変更の認定の申請により変更しようとする低炭素建築物新築等計画を認定した際の申請に対する審査を第2号基準により行った場合に限る。）にあっては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積））
- (3) 軽微な変更の証明の申請をする場合 当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物又は建築物の部分

の種別が当該変更をした低炭素建築物新築等計画を認定した際の申請（法第55条第1項の規定により低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請を行っている場合にあっては、当該変更の認定の申請。以下この項において同じ。）に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合（当該軽微な変更の証明の申請に対する審査を第1号基準により行う場合にあっては、当該変更をした低炭素建築物新築等計画を認定した際の申請に対する審査を第1号基準により行った場合に限り、当該軽微な変更の証明の申請に対する審査を第2号基準により行う場合にあっては、当該変更をした低炭素建築物新築等計画を認定した際の申請に対する審査を第2号基準により行った場合に限る。）にあっては、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

- 2 この表において、「住宅部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第12において「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。

[3～5 略]

- 6 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で定める者（以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。）により、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物（軽微な変更の証明の申請をする場合にあっては、当該変更が都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下この表において「規則」という。）第44条の軽微な変更に該当していると認められた建築物）をいう。

- 7 この表において、「事前審査適合部分」とは、登録住宅性能評価機関等により、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物の部分（軽微な変更の証明の申請をする場合にあっては、当該変更が規則第44条の軽微な変更に該当していると認められた建築物の部分）をいう。

- 8 この表において、「モデル建物法に係る基準」とは、省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。

- 9 この表において、「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。

- 10 この表において、「仕様・計算併用法に係る基準」とは、次のいずれかの基準をいう。

(1) 省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)に定める基準

(2) 省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)に定める基準

[別表第8 別紙7]

区分			額
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計	
事前審査該当建築物又は事前審査該当部分		300平方メートル未満	11,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	19,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	30,700円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	91,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	144,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	182,300円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	227,700円
		50,000平方メートル以上	318,600円
その他の建築物 又は建築物の部分	モデル建物法に係る基準 により審査を行う建築物 又は建築物の部分	300平方メートル未満	101,200円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	128,100円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	167,900円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	270,200円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	352,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	422,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	495,200円
		50,000平方メートル以上	640,700円

	その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	260,300円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	325,500円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	419,400円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	597,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	735,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	868,700円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	990,700円
		50,000平方メートル以上	1,234,700円

備考

1 この表において、「床面積の合計」とは、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該軽微な変更の証明の申請が次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分の種別に係るものであって、当該変更をした法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）を認定した際の申請（法第55条第1項の規定により低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請を行っている場合にあっては、当該変更の認定の申請）が当該各号に定める建築物又は建築物の部分の種別に係るものである場合にあっては、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）をいう。

- (1) 事前審査該当建築物又は事前審査該当部分 別表第7備考第5項に規定する非住宅建築物又は同表備考第3項に規定する非住宅部分のうち、同表備考第6項に規定する事前審査適合建築物又は同表備考第7項に規定する事前審査適合部分
- (2) モデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分 モデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分
- (3) 前2号に掲げる建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分 別表第7備考第5項に規定する非住宅建築物又は同表備考第3項に規定する非住宅部分のうち、

同表備考第6項に規定する事前審査適合建築物、同表備考第7項に規定する事前審査適合部分及びモデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分

- 2 この表において、「事前審査該当建築物」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第16において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）により、当該変更が都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更（以下この表において「軽微な変更」という。）に該当していると認められた建築物をいう。
- 3 この表において、「事前審査該当部分」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、当該変更が軽微な変更に関連していると認められた建築物の部分を用いる。

[別表第9 別紙8]

床面積の合計	額
100平方メートル以下	<u>33,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下	<u>44,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以下	<u>60,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	<u>87,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	<u>116,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	<u>275,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	<u>470,000円</u>
50,000平方メートル超	<u>730,000円</u>

備考 [同左]

[(1) 同左]

(2) 法第54条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる認定低炭素建築物新築等計画（以下この表から別表第12までにおいて「みなし計画」という。）の変更をして建築物を建築する場合（第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）みなし計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

[(3)～(5) 同左]

[別表第8 別紙9]

床面積の合計	額
100平方メートル以下	<u>38,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下	<u>50,000円</u>
200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以下	<u>72,000円</u>
<u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以下	<u>97,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	<u>130,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	<u>307,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	<u>524,000円</u>
50,000平方メートル超	<u>814,000円</u>

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

〔(1) 略〕

(2) 法第54条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる認定低炭素建築物新築等計画（以下この表から別表第11までにおいて「みなし計画」という。）の変更をして建築物を建築する場合（第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） みなし計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

〔(3)～(5) 略〕

[別表第12 別紙10]

区分		額
建築設備を設置する場合（みなし計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	<u>21,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>11,000円</u>
みなし計画を変更して建築設備を設置する場合	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	<u>13,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>9,000円</u>

[別表第11 別紙11]

区分		額
建築設備を設置する場合（みなし計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	<u>24,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>13,000円</u>
みなし計画を変更して建築設備を設置する場合	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	<u>15,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>10,000円</u>

[別表第12 別紙12]

区分				額	
申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の種別			床面積の合計		
非住宅建築物又は非住宅部分	法第2条第1	工場等の用途に供する建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	22,100円	
	項第3号に規定する建築物		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	31,000円	
	エネルギー消費性能基準（以下この表において「消費性能基準」という。）に適合しているかどうかについてモデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	43,800円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	110,300円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	166,000円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	206,200円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	255,700円	
			50,000平方メートル以上	355,500円	
			その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	101,000円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満	128,500円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	169,100円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	273,500円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	357,000円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	428,900円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	503,200円	

			50,000平方メートル以上	651,600円
その他の建築物又は建築物の部分	工場等の用途に供する建築物又は建築物の部分		300平方メートル未満	26,800円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満	36,100円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	50,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	118,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	174,500円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	215,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	266,500円
			50,000平方メートル以上	368,600円
	その他の建築物又は建築物の部分		300平方メートル未満	263,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満	329,900円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	425,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	607,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	748,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	884,400円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	1,008,900円
			50,000平方メートル以上	1,257,900円
住宅又は住宅部分	一戸建ての住宅	消費性能基準に適合しているかどうかどう	200平方メートル未満	20,600円
			200平方メートル以上	22,100円

		かについて仕様基準により審査を行う建築物		
		消費性能基準に適合しているかどうかについて仕様・計算併用法に係る基準により審査を行う建築物	200平方メートル未満	29,900円
			200平方メートル以上	33,000円
		その他の建築物	200平方メートル未満	39,900円
			200平方メートル以上	44,600円
	その他の建築物又は建築物の部分	消費性能基準に適合しているかどうかについて仕様基準により審査を行う建築物又は建築物の部分（当該建築物又は建築物の部分の全てについて当該基準により審査を行うものに限る。）	300平方メートル未満	38,400円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満	66,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	119,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	180,700円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	331,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	560,400円
			50,000平方メートル以上	982,600円
		消費性能基準に適合しているかどうかについて仕様・計算併用法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分（当該建築物又は建築物の部分の全てについて当該基準により審査を行うものに限る。）	300平方メートル未満	59,300円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満	99,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	173,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	252,600円
			10,000平方メートル以上	485,400円

		分の全てについて	25,000平方メートル未満	
		当該基準により審査を行うものに限る。)	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	845,800円
		その他の建築物又は建築物の部分	50,000平方メートル以上	1,530,900円
			300平方メートル未満	80,200円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満	133,500円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	227,100円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	325,300円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	640,100円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	1,131,900円
			50,000平方メートル以上	2,080,000円

備考

1 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

(1) 法第11条第1項又は法第12条第2項の規定による適合性判定の申請又は要求をする場合 当該申請又は要求に係る建築物の新築、増築又は改築に係る部分の床面積

(2) 法第11条第2項又は法第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る適合性判定の申請又は要求をする場合 当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の種別が当該変更前の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を行った際の申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合（当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に対する審査を第6項第1号に掲げる基準（以下この項において「第1号基準」という。）により行う場合にあっては、当該変更前の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を行った際の申請又は要求に対する審査を第1号基準により行った場合に限り、当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に対する審査を第6項第2号に掲げる基準（以下この項に

において「第2号基準」という。)により行う場合にあっては、当該変更前の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を行った際の申請又は要求に対する審査を第2号基準により行った場合に限る。)にあっては、当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積))

(3) 軽微な変更の証明の申請をする場合 当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

2 この表において、「工場等の用途」とは、工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場又は建築基準法施行令第130条の2の2各号に掲げる処理施設の用途をいう。

3 この表における「住宅部分」、「非住宅部分」、「住宅」及び「非住宅建築物」の意義は、別表第7備考第2項から第5項までに定めるところによる。

4 この表において、「モデル建物法に係る基準」とは、省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。

5 この表において、「仕様基準」とは、省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。

6 この表において、「仕様・計算併用法に係る基準」とは、次のいずれかの基準をいう。

(1) 省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)に定める基準

(2) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(1)に定める基準

7 申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分のうち、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る法第29条第3項に規定する他の建築物又はその部分に該当するものに係る手数料の額については、この表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

床面積の合計	額
300平方メートル未満	11,300円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	19,400円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	31,400円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	93,300円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	147,400円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	186,100円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	232,500円

50,000平方メートル以上	325,300円
----------------	----------

[別表第13 別紙13]

区分			額
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計	
法第2条第1項 第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(別表第15において「消費性能基準」という。)に適合しているかどうかについて市規則で定める基準(別表第15において「モデル建築物法に係る基準」という。)により審査を行う建築物又は建築物の部分	工場等の用途に供する建築物 又は建築物の部分	300平方メートル未満	21,600円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	30,400円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	42,900円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	108,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	162,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	202,000円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	250,500円
		50,000平方メートル以上	348,200円
	その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	98,900円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	125,800円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	165,600円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	267,900円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	349,700円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	420,200円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	492,900円
		50,000平方メートル以上	638,400円

その他の建築物 又は建築物の部 分	法第34条第1項の規定による		300平方メートル未満	11,000円
	認定の申請又は法第36条第1		300平方メートル以上1,000	19,000円
	項の規定による変更の認定の		平方メートル未満	
	申請に係る建築物又は建築物		1,000平方メートル以上	30,700円
	の部分以外の建築物又は建築		2,000平方メートル未満	
	物の部分		2,000平方メートル以上	91,300円
			5,000平方メートル未満	
			5,000平方メートル以上	144,400円
			10,000平方メートル未満	
			10,000平方メートル以上	182,300円
			25,000平方メートル未満	
			25,000平方メートル以上	227,700円
			50,000平方メートル未満	
			50,000平方メートル以上	318,600円
	その他の 建築物又 は建築物 の部分	工場等の用途に供 する建築物又は建 築物の部分	300平方メートル未満	26,200円
			300平方メートル以上1,000	35,300円
			平方メートル未満	
			1,000平方メートル以上	48,900円
			2,000平方メートル未満	
			2,000平方メートル以上	115,600円
			5,000平方メートル未満	
			5,000平方メートル以上	170,900円
			10,000平方メートル未満	
			10,000平方メートル以上	211,100円
			25,000平方メートル未満	
			25,000平方メートル以上	261,100円
			50,000平方メートル未満	
			50,000平方メートル以上	361,100円
	その他の建築物又 は建築物の部分		300平方メートル未満	258,000円
			300平方メートル以上1,000	323,200円
			平方メートル未満	

		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	417,100円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	595,200円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	733,100円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	866,400円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	988,400円
		50,000平方メートル以上	1,232,400円

備考

- この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- 法第12条第1項又は法第13条第2項の規定による適合性判定の申請又は要求をする場合 当該申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の床面積（当該申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を用いることにより一次エネルギー消費量（同号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算をすることが不要となる部分がある場合にあっては、当該申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の床面積から当該計算をすることが不要となる部分の床面積を除いた面積）

- 法第12条第2項後段又は法第13条第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る適合性判定の申請又は要求をする場合 当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の種別が当該変更前の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を行った際の申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合にあっては、当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積））

- 軽微な変更の証明の申請をする場合 当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の

変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

- 2 この表において、「工場等の用途」とは、工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場又は建築基準法施行令第130条の2の2各号に掲げる処理施設の用途をいう。

[別表第14 別紙14]

区分			額
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計	
非住宅建築物又は非住宅部分	事前審査適合建築物又は事前審査適合部分	300平方メートル未満	<u>11,000円</u>
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	<u>19,000円</u>
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	<u>30,700円</u>
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	<u>91,300円</u>
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	<u>144,400円</u>
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	<u>182,300円</u>
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	<u>227,700円</u>
		50,000平方メートル以上	<u>318,600円</u>
	その他の建築物又は建築物の部分	法第35条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準（以下この表において「消費性能誘導基準」という。）に適合しているかどうかについて市規則で定	
		300平方メートル未満	<u>98,900円</u>
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	<u>125,800円</u>
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	<u>165,600円</u>

		める基準（別表第16において「モデル建物法に係る基準」という。）により審査を行う建築物又は建築物の部分	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	<u>267,900円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	<u>349,700円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	<u>420,200円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	<u>492,900円</u>
			50,000平方メートル以上	<u>638,400円</u>
		その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	<u>258,000円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満	<u>323,200円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	<u>417,100円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	<u>595,200円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	<u>733,100円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	<u>866,400円</u>
			25,000平方メートル以上	<u>988,400円</u>

				上50,000平方メートル未満	
				50,000平方メートル以上	<u>1,232,400円</u>
住宅又は住宅部分	一戸建ての住宅	事前審査適合建築物			<u>5,700円</u>
		その他の建築物	消費性能誘導基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準により審査を行う建築物	200平方メートル未満	20,100円
				200平方メートル以上	21,600円
			その他の建築物		200平方メートル未満
				200平方メートル以上	<u>43,600円</u>
	その他の建築物又は建築物の部分	事前審査適合建築物又は事前審査適合部分		300平方メートル未満	<u>11,100円</u>
				300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	<u>23,300円</u>
				2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	<u>51,800円</u>
				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	<u>92,600円</u>
				10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	<u>149,700円</u>
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル	<u>228,200円</u>		

		未満	
		50,000平方メートル以上	349,100円
その他の建築物又は建築物の部分	消費性能誘導基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準により審査を行う建築物又は建築物の部分(当該建築物又は建築物の部分の全てについて当該基準により審査を行うものに限る。)	300平方メートル未満	37,600円
		300平方メートル以上	65,000円
		2,000平方メートル未満	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	117,700円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	178,200円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	327,700円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	555,500円
		50,000平方メートル以上	975,600円

			その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	<u>78,500円</u>
				300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	<u>130,900円</u>
				2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	<u>223,000円</u>
				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	<u>319,900円</u>
				10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	<u>630,000円</u>
				25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	<u>1,115,400円</u>
				50,000平方メートル以上	<u>2,050,800円</u>

備考

- この表において、「床面積の合計」とは、法第34条第1項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積を、法第36条第1項の規定による変更の認定の申請をする場合にあっては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別

が当該変更の認定の申請により変更しようとする法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合にあっては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）をいう。

[新設]

[新設]

[新設]

[2 同左]

3 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で定める者（以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。）により、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物をいう。

4 この表において、「事前審査適合部分」とは、登録住宅性能評価機関等により、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物の部分をいう。

[新設]

[別表第13 別紙15]

区分			額	
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計		
非住宅建築物又は非住宅部分	事前審査適合建築物又は事前審査適合部分	300平方メートル未満	<u>11,300円</u>	
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	<u>19,400円</u>	
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	<u>31,400円</u>	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	<u>93,300円</u>	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	<u>147,400円</u>	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	<u>186,100円</u>	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	<u>232,500円</u>	
		50,000平方メートル以上	<u>325,300円</u>	
	その他の建築物又は建築物の部分	法第30条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準（以下この表において「消費性能誘導基準」という。）に適合しているかどうかについてモデル建物	300平方メートル未満	<u>101,000円</u>
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	<u>128,500円</u>
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	<u>169,100円</u>

	法に係る基準により審査 を行う建築物又は建築物 の部分	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満	<u>273,500円</u>
		5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満	<u>357,000円</u>
		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満	<u>428,900円</u>
		25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満	<u>503,200円</u>
		50,000平方メートル以 上	<u>651,600円</u>
	その他の建築物又は建築 物の部分	300平方メートル未満	<u>263,400円</u>
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満	<u>329,900円</u>
		1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満	<u>425,800円</u>
		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満	<u>607,600円</u>
		5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満	<u>748,300円</u>
		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満	<u>884,400円</u>
		25,000平方メートル以 上	<u>1,008,900円</u>

				上50,000平方メートル未満		
				50,000平方メートル以上	<u>1,257,900円</u>	
住宅又は住宅部分	一戸建ての住宅	事前審査適合建築物			<u>5,900円</u>	
		その他の建築物	消費性能誘導基準に適合しているかどうかについて誘導仕様基準により審査を行う建築物	200平方メートル未満	20,600円	
				200平方メートル以上	22,100円	
			消費性能誘導基準に適合しているかどうかについて仕様・計算併用法に係る基準により審査を行う建築物	200平方メートル未満	29,900円	
				200平方メートル以上	33,000円	
			その他の建築物		200平方メートル未満	<u>39,900円</u>
				200平方メートル以上	<u>44,600円</u>	
		その他の建築物又は建築物の部分	事前審査適合建築物又は事前審査適合部分	300平方メートル未満	<u>11,300円</u>	
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	<u>23,700円</u>					
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	<u>52,300円</u>					
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	<u>93,300円</u>					
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	<u>149,800円</u>					
25,000平方メートル以上 50,000平方メートル	<u>226,300円</u>					

		未満	
		50,000平方メートル以上	343,100円
その他の建築物又は建築物の部分	消費性能誘導基準に適合しているかどうかについて誘導仕様基準により審査を行う建築物又は建築物の部分（当該建築物又は建築物の部分の全てについて当該基準により審査を行うものに限る。）	300平方メートル未満	38,400円
		300平方メートル以上	66,200円
		2,000平方メートル未満	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	119,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	180,700円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	331,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	560,400円
		50,000平方メートル以上	982,600円
		消費性能誘導基準に適合	300平方メートル未満
		しているかどうかについて仕様・計算併用法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分（当該建築物又は建築物の部分の全てについて当該基準により審査を行うものに限る。）	59,300円
		300平方メートル以上	99,500円
		2,000平方メートル未満	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	173,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	252,600円

				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	485,400円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	845,800円
				50,000平方メートル以上	1,530,900円
			その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	<u>80,200円</u>
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満	<u>133,500円</u>
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	<u>227,100円</u>
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	<u>325,300円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	<u>640,100円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	<u>1,131,900円</u>
				50,000平方メートル以上	<u>2,080,000円</u>

備考

- この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 法第29条第1項の規定による認定の申請をする場合 当該申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積
- (2) 法第31条第1項の規定による変更の認定の申請をする場合 当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別が当該変更の認定の申請により変更しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）を認定した際の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合（当該変更の認定の申請に対する審査を別表第7備考第10項第1号に掲げる基準（以下この項において「第1号基準」という。）により行う場合にあっては、当該変更の認定の申請により変更しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請に対する審査を第1号基準により行った場合に限り、当該変更の認定の申請に対する審査を同表備考第10項第2号に掲げる基準（以下この項において「第2号基準」という。）により行う場合にあっては、当該変更の認定の申請により変更しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請に対する審査を第2号基準により行った場合に限る。）にあっては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積））
- (3) 軽微な変更の証明の申請をする場合 当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別が、当該変更をした建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請（法第31条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請を行っている場合にあっては、当該変更の認定の申請。以下この項において同じ。）に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合（当該軽微な変更の認定の申請に対する審査を第1号基準により行う場合にあっては、当該変更をした建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請に対する審査を第1号基準により行った場合に限り、当該軽微な変更の証明の申請に対する審査を第2号基準により行う場合にあっては、当該変更をした建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請に対する審査を

第2号基準により行った場合に限る。) にあっては、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

[2 略]

- 3 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で定める者（以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。）により、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物（軽微な変更の証明の申請をする場合にあっては、当該変更が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（以下この表において「規則」という。）第25条の軽微な変更に該当していると認められた建築物）をいう。
- 4 この表において、「事前審査適合部分」とは、登録住宅性能評価機関等により、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物の部分（軽微な変更の証明の申請をする場合にあっては、当該変更が規則第25条の軽微な変更に該当していると認められた建築物の部分）をいう。
- 5 この表における「モデル建物法に係る基準」、「誘導仕様基準」及び「仕様・計算併用法に係る基準」の意義は、別表第7備考第8項から第10項までに定めるところによる。

[別表第15 別紙16]

区分			額
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計	
非住宅建築物又は 非住宅部分	事前審査適合建築物又は事前審査適合部分	300平方メートル未満	11,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	19,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	30,700円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	91,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	144,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	182,300円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	227,700円
		50,000平方メートル以上	318,600円
	その他の建築物又は建築物の部分	モデル建物法に係る基準により	
		審査を行う建築物又は建築物の部分	
		300平方メートル未満	98,900円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	125,800円
		1,000平方メートル	165,600円

			以上2,000平方メートル未満	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	267,900円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	349,700円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	420,200円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	492,900円
			50,000平方メートル以上	638,400円
		その他の建築物 又は建築物の部分	300平方メートル未満	258,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満	323,200円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	417,100円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	595,200円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	733,100円
			10,000平方メートル以上	866,400円

				ル以上 25,000 平方メートル未満		
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満	988,400円	
				50,000 平方メートル以上	1,232,400円	
住 宅 又 は 住 宅 部分	一戸建て の住宅	事前審査適合建築物			5,700円	
		その他の建築 物	消費性能基準に 適合しているか	200平方メートル未 満	20,100円	
			どうかについて 市規則で定める 基準により審査 を行う建築物	200平方メートル以 上	21,600円	
			その他の建築物	200平方メートル未 満	39,100円	
			200平方メートル以 上	43,600円		
		その他の 建築物又 は建築物 の部分	事前審査適合建築物又は事前審 査適合部分		300平方メートル未 満	11,000円
					300平方メートル以 上 2,000 平方メー トル未満	23,200円
	2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満				51,200円	
	5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メ ートル未満				91,300円	
	10,000 平方メー トル以上 25,000 平方				146,700円	

		メートル未満	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	221,700円
		50,000平方メートル以上	336,100円
その他の建築物又は建築物の部分	消費性能基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準により審査を行う建築物又は建築物の部分（当該建築物又は建築物の部分の全てについて当該基準により審査を行うものに限る。）	300平方メートル未満	37,600円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	64,800円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	117,100円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	177,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	324,700円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	549,000円
		50,000平方メートル以上	962,700円
	その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	78,500円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	130,700円
		2,000平方メートル	222,400円

				以上5,000平方メートル未満	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	318,600円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	627,000円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	1,108,900円
				50,000平方メートル以上	2,037,800円

備考

- 1 この表において、「床面積の合計」とは、法第41条第1項の規定による認定の申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積をいう。
- 2 この表における「住宅部分」、「非住宅部分」、「住宅」及び「非住宅建築物」の意義は、別表第7備考第2項から第5項までに定めるところによる。
- 3 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で定める者（以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。）により、消費性能基準に適合していると認められた建築物又は次の各号に掲げるいずれかの書面が交付され、消費性能基準に適合していると認められた建築物をいう。
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書
 - (2) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、同法第7条の2第5項又は同法第18条第22項若しくは第26項の規定による検査済証（以下この表において「検査済証」という。）
 - (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の通知書及び検査済証
 - (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。別表第16において同じ。）の認定の通知書及び検査済証
- 4 この表において、「事前審査適合部分」とは、登録住宅性能評価機関等により、消費性能

基準に適合していると認められた建築物の部分又は前項各号に掲げるいずれかの書面が
交付され、消費性能基準に適合していると認められた建築物の部分を用いる。

[別表第16 別紙17]

区分			額
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計	
事前審査該当建築物又は事前審査該当部分		300平方メートル未満	11,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	19,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	30,700円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	91,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	144,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	182,300円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	227,700円
		50,000平方メートル以上	318,600円
その他の建築物又は建築物の部分	モデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	98,900円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	125,800円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	165,600円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	267,900円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	349,700円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	420,200円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	492,900円
		50,000平方メートル以上	638,400円

その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	258,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	323,200円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	417,100円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	595,200円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	733,100円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	866,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	988,400円
	50,000平方メートル以上	1,232,400円

備考

- 1 この表において、「床面積の合計」とは、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該軽微な変更の証明の申請が次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分の種別に係るものであって、当該変更をした建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請（法第36条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請を行っている場合にあっては、当該変更の認定の申請）が当該各号に定める建築物又は建築物の部分の種別に係るものである場合にあっては、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積））をいう。

- (1) 事前審査該当建築物又は事前審査該当部分 別表第7備考第5項に規定する非住宅建築物又は同表備考第3項に規定する非住宅部分のうち、別表第14備考第3項に規定する事前審査適合建築物又は同表備考第4項に規定する事前審査適合部分
- (2) モデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分 モデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分
- (3) 前2号に掲げる建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分 別表第7備考第5項に規定する非住宅建築物又は同表備考第3項に規定する非住宅部分のうち、別表第14備考第3項に規定する事前審査適合建築物、同表備考第4項に規定する事前審査適合部分

査適合部分及びモデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分

- 2 この表において、「事前審査該当建築物」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、当該変更が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条の軽微な変更（以下この表において「軽微な変更」という。）に該当していると認められた建築物をいう。
- 3 この表において、「事前審査該当部分」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、当該変更が軽微な変更に該当していると認められた建築物の部分をいう。

[別表第17 別紙18]

床面積の合計	額
100平方メートル以下	<u>33,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下	<u>44,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以下	<u>60,000円</u>
<u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以下	<u>87,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	<u>116,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	<u>275,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	<u>470,000円</u>
50,000平方メートル超	<u>730,000円</u>

備考 [同左]

[(1) 同左]

(2) 法第35条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表から別表第20までにおいて「みなし計画」という。）の変更をして建築物を建築する場合（第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） みなし計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

[(3)～(5) 同左]

[別表第14 別紙19]

床面積の合計	額
100平方メートル以下	<u>38,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下	<u>50,000円</u>
200平方メートルを超え300平方メートル以下	<u>72,000円</u>
300平方メートルを超え1,000平方メートル以下	<u>97,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	<u>130,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	<u>307,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	<u>524,000円</u>
50,000平方メートル超	<u>814,000円</u>

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

〔(1) 略〕

(2) 法第30条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表から別表第17までにおいて「みなし計画」という。）の変更をして建築物を建築する場合（第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） みなし計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

〔(3)～(5) 略〕

[別表第20 別紙20]

区分		額
建築設備を設置する場合（みなし計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	<u>21,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>11,000円</u>
みなし計画を変更して建築設備を設置する場合	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	<u>13,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>9,000円</u>

[別表第17 別紙21]

区分		額
建築設備を設置する場合（みなし計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	<u>24,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>13,000円</u>
みなし計画を変更して建築設備を設置する場合	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	<u>15,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>10,000円</u>

[別表第18 別紙22]

<u>盛土等をする土地の面積</u>	<u>額</u>
<u>500平方メートル以下</u>	<u>14,300円</u>
<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下</u>	<u>25,900円</u>
<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下</u>	<u>37,300円</u>
<u>2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下</u>	<u>57,300円</u>
<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下</u>	<u>71,600円</u>
<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下</u>	<u>96,300円</u>
<u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下</u>	<u>150,600円</u>
<u>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下</u>	<u>235,200円</u>
<u>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下</u>	<u>377,200円</u>
<u>70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下</u>	<u>541,500円</u>
<u>100,000平方メートル超</u>	<u>723,600円</u>

[別表第19 別紙23]

<u>土石の堆積を行う土地の面積</u>	<u>額</u>
<u>500平方メートル以下</u>	<u>12,100円</u>
<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下</u>	<u>15,100円</u>
<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下</u>	<u>17,800円</u>
<u>2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下</u>	<u>22,000円</u>
<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下</u>	<u>30,800円</u>
<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下</u>	<u>34,800円</u>
<u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下</u>	<u>41,700円</u>
<u>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下</u>	<u>56,700円</u>
<u>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下</u>	<u>77,400円</u>
<u>70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下</u>	<u>115,400円</u>
<u>100,000平方メートル超</u>	<u>144,200円</u>

[別表第20 別紙24]

<u>盛土等をする土地の面積</u>	<u>額</u>
<u>500平方メートル以下</u>	<u>3,900円</u>
<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下</u>	<u>4,300円</u>
<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下</u>	<u>4,800円</u>
<u>2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下</u>	<u>5,500円</u>
<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下</u>	<u>6,100円</u>
<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下</u>	<u>7,000円</u>
<u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下</u>	<u>9,200円</u>
<u>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下</u>	<u>12,600円</u>
<u>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下</u>	<u>18,100円</u>
<u>70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下</u>	<u>24,600円</u>
<u>100,000平方メートル超</u>	<u>31,800円</u>

令和7年2月21日提出

大阪市長 横山 英 幸

説 明

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料等を改定し、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく事務に係る手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。